

電気工事士等の従事範囲

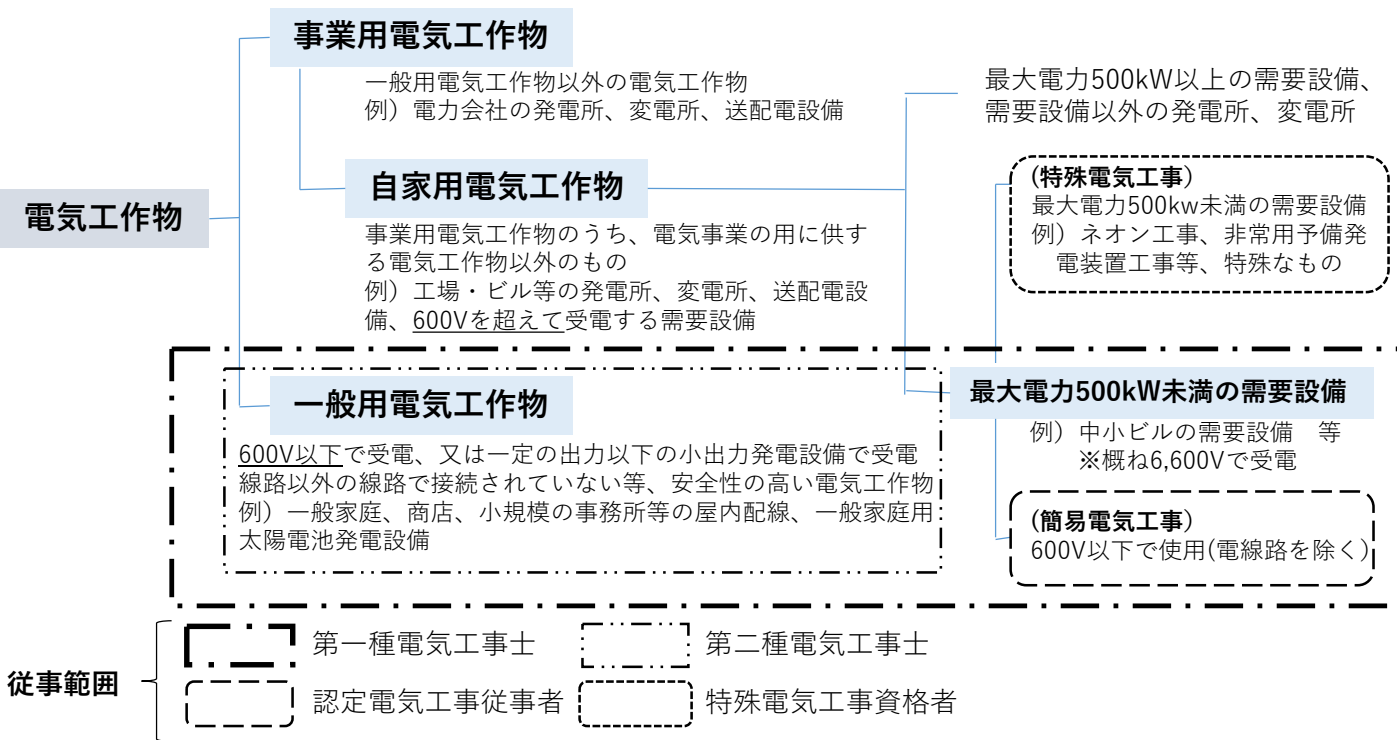
電気工事士法

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。



注) 電気工事士が従事する電気工事の範囲外は、電気主任技術者の監督の下で工事が実施される。

| 資格名 | 従事することのできる電気工事 |
|-----------|---|
| 第一種電気工事士 | 最大電力500kW未満の需要設備及び一般電気工作物の電気工事（ネオン用の設備及び非常用予備発電装置の電気工事を除く） |
| 第二種電気工事士 | 一般用電気工作物の電気工事 |
| 認定電気工事従事者 | 最大電力500kW未満の需要設備のうち600V以下で使用する電気工作物（例えば高圧で受電し低圧に変換されたあとの100V又は200Vの配線、負荷設備等）の電気工事 |
| 特殊電気工事資格者 | 最大電力500kW未満の需要設備のうち、ネオン用の設備又は非常用予備発電装置の電気工事 |